^{令和 5 年 2 月県議会}健康福祉部長議案説明要旨

今回提出いたしました議案のうち、健康福祉部関係につきまして、その概要を 説明申し上げます。

健康福祉部関係の令和5年度当初予算案の総額は、一般会計1,554億1,320万3千円、心身障害者扶養共済事業費特別会計4億6,950万円、地方独立行政法人長野県立病院機構施設整備等資金貸付金特別会計54億5,423万7千円、国民健康保険特別会計1,844億6,248万1千円、総合リハビリテーション事業会計20億7,517万2千円であります。

健康福祉部では、これまで、「しあわせ信州創造プラン 2.0」の基本目標「確かな暮らしが営まれる美しい信州」の実現を目指し、政策推進の基本方針である「いのちを守り育む県づくり」、「誰にでも居場所と出番がある県づくり」を中心に施策を推進するとともに、新型コロナウイルス感染症への対応に全力で取り組んでまいりました。

令和5年度は、「しあわせ信州創造プラン 2.0」の成果や課題を踏まえ、次期総合5か年計画「しあわせ信州創造プラン 3.0」の推進に着実に踏み出すことができるよう、「少子化と人口減少の急速な進行」、「社会に存在する様々な格差」、「新興感染症等への対応」といった課題に対して、健康・医療・福祉施策を一体的に推進するとともに、「社会全体での健康づくり・疾病予防の推進」、「医療人材確保・医療提供体制の強化」、「県民生活の安全確保」、「困難を抱える人々への支援」に重点的に取り組んでまいります。

また、保健医療計画や健康増進計画など、医療・健康分野の9つの計画を一体 的に策定した現行の「信州保健医療総合計画」の計画期間が令和5年度をもって 満了することから、令和6年度から令和11年度までを計画期間とする新たな計画の策定を進めてまいります。

少子・高齢化が一段と加速する中で、次期総合5か年計画との整合を図りつつ、これまでの新型コロナウイルス感染症への対応で得られた知見や、保健医療を取り巻く県内の状況、国の最新の動向等を踏まえ、広く県民の皆様のご意見を伺いながら、新興感染症に対する対策などを含めて、実効性のある計画の策定に取り組んでまいります。

以下、令和5年度の主な施策につきまして、次期総合5か年計画の政策の柱に 沿って、順次、説明申し上げます。

【持続可能で安定した暮らしを守る】

次期総合5か年計画は、「持続可能で安定した暮らしを守る」ことを政策の柱の一つに据え、「健康づくり支援と医療・介護サービスの充実を図る」こと、「県 民生活の安全を確保する」ことなどを施策として掲げております。

これを踏まえ、健康福祉部では、喫緊の課題である新型コロナウイルス感染症への対応をはじめとして、疾病予防の推進、医療・介護提供体制の充実、自殺対策の推進などに取り組んでまいります。

(新型コロナウイルス感染症への対応)

はじめに、新型コロナウイルス感染症への対応についてでございます。

昨年秋に始まった第8波は、11月下旬から12月上旬に感染のピークを迎えましたが、従来の波と比較して収束のスピードは緩やかであり、その後も県内全域で新規陽性者の発生が続いております。

引き続き、県民の命を守り、必要な方が適切な医療を受けられるよう、「病床 使用率の抑制」や「外来診療の負担軽減」など、医療負荷の更なる軽減に取り組 んでまいります。

また、国において、新型コロナウイルス感染症の法令上の位置付けを、5月8日から5類に移行する方針が決定されたことから、県としても、その課題等を整理し、県民の皆様や医療現場が混乱なく移行できるよう、必要な対策を検討・実施してまいります。

ワクチン接種につきましては、令和3年3月の接種開始以降、県全体で接種を 推進することにより、高齢者の重症化予防や、医療ひっ迫の抑制に寄与してまい りました。特例臨時接種の期間は現時点で令和5年3月末までとされており、今 後の接種については、現在、国の審議会において、年度内に今後の方針をとりま とめるべく議論・検討がされているところです。

先月 27 日に示された国の対応方針では、ワクチン接種について、「必要な接種については、引き続き自己負担なく接種を受けられるようにする」とされていることから、今後も現行の接種体制により接種が実施されることを想定し、引き続き市町村とともに接種体制を確保するとともに、接種後の副反応等に係る相談・診療体制の確保に努めてまいります。

(信州ACE (エース) プロジェクトと疾病予防の推進)

次に、信州ACE(エース)プロジェクトと疾病予防の推進についてでございます。

市町村や保険者、企業等と連携し、信州ACE(エース)プロジェクトに取り組み、県民の健康づくりを推進してまいります。

県民の生活の質の向上と医療・介護費の適正化を念頭に置き、減塩や野菜摂取 の促進など、循環器病予防に資する普及啓発活動を展開するほか、市町村等の保 健活動の強化に向け、糖尿病性腎症や慢性腎臓病の重症化の予防に効果的な支援体制を検討いたします。コロナ禍における生活習慣の変化を踏まえ、ライフステージに応じた課題にも取り組んでまいります。

働き盛り世代につきましては、スマートフォンアプリを活用し、事業所対抗 ウォーキングを実施するほか、企業へ管理栄養士等のアドバイザーを派遣する ことで、運動習慣の定着と食生活の改善を促してまいります。

高齢者につきましては、健康運動指導士等を市町村などへ派遣し、要介護の危険性が高まる転倒の防止や、フレイル予防の取組を支援してまいります。

また、生活習慣病の早期発見・早期治療の観点から、市町村が国民健康保険の被保険者等に対して行う健診の受診勧奨や、保健指導等の支援を強化いたします。高血圧の有病者の約7割が、未治療者や治療中断者であったとの国の調査結果もあることから、国保データベースを活用して、高血圧の未治療者等の重症化傾向を分析し、効果的な受診勧奨を行うための資料を市町村へ提供いたします。

さらに、歯科口腔保健について、歯科レセプトと医療レセプトなどの相関関係を把握・分析することにより、口腔機能と全身の健康づくりを一体化させた普及 啓発活動につなげていくとともに、歯科衛生士の派遣により、市町村の歯科検診 や保健指導体制を支援してまいります。

なお、令和5年度は、市町村がデータ分析に基づき効果的かつ効率的な保健事業を行うために策定したデータヘルス計画の改定期となります。県では、健康課題や事業目標等の設定方法の研修などを通じて、市町村の計画改定を支援してまいります。

(医療・介護提供体制の充実)

次に、医療・介護提供体制の充実についてでございます。

人口減少や高齢化が進む中で、医療需要の変化に対応した医療提供体制の構築を図るためには、病床機能の分化と連携を図り、二次医療圏における医療機能を向上させることが重要です。

また、民間医療機関も含めた各医療機関は、令和7年における機能別の病床数 や地域で担う役割等について、令和5年度までに各地域の地域医療構想調整会 議において協議し合意を得ることとされています。

県では、協議に必要な医療機能に係るデータを提示し、関係者間で課題の共有を図りながら、地域全体で質の高い効率的かつ持続可能な医療提供体制が構築できるよう取組を進めるとともに、病床機能の転換・強化等を図る医療機関のほか、脆弱な医療分野の診療機能の向上や、高度専門医療の提供に取り組む医療機関に対して、施設・設備の整備等を支援してまいります。

また、令和6年度から令和11年度までを計画期間とする「第8次保健医療計画」の策定に当たっては、今般の新型コロナウイルス感染症対応での経験も踏まえつつ、平時から、感染症発生・まん延時の感染症医療提供体制の確保と通常医療提供体制の維持を図るとともに、感染管理の専門性を有する人材の確保などの取組を進め、有事において医療機関が連携・役割分担して対応できるよう検討を進めてまいります。

介護提供体制の充実につきましては、高齢者が住み慣れた自宅や地域で安心 して暮らし続けることができる地域包括ケア体制の確立を目指し、介護保険事 業の実施主体である市町村を支援してまいります。

特に、令和5年度が最終年度となる「第8期長野県高齢者プラン」において、

重点的に取り組むこととしている高齢者の生活支援サービスにつきましては、 ニーズの高い移動サービスの立ち上げや、制度相談に関するコールセンターの 設置に向けて、市町村を全面的に支援してまいります。計画の総仕上げを意識し、 目標達成に向けて取り組んでまいります。

また、令和6年度から令和8年度までを計画期間とする「第9期長野県高齢者 プラン」の策定に当たっては、高齢者福祉及び介護保険事業の実施主体である市 町村と協力・連携し、地域包括ケア体制の構築が進むよう高齢者福祉全般につい ての県の施策を示してまいります。

このほか、特別養護老人ホームなどの施設整備を着実に進めるとともに、ゾーニング環境の整備やエレベーター整備を支援し、新型コロナウイルス感染症や水害などに対する施設の強靭化対策を実施してまいります。

(医療・福祉人材の確保)

次に、医療・福祉人材の確保についてでございます。

医師の確保につきましては、医師不足や地域・診療科の偏在を解消するため、 医師無料職業紹介や、研究資金の貸与等により、即戦力となる医師の確保に取り 組むほか、東京医科歯科大学医学部地域枠の増員や、修学資金を貸与する医学生 のキャリア形成支援等により、県内の地域医療を担う医師の養成・確保に努めて まいります。

また、令和6年度から適用される医師の時間外労働の上限規制に向けて、医師の負担軽減に資する勤務環境改善の取組や、専門アドバイザーによる相談・助言等の支援を強化し、医師の働き方改革を推進してまいります。

看護職員の確保につきましては、看護師等養成所への運営費補助や、看護学生への修学資金の貸与、ナースセンターによる再就業に向けた研修や就労相談会等を実施し、看護職員の新規養成、資質向上と離職防止、再就業の促進に取り組みます。また、新興感染症に備えるため、引き続き県看護大学に感染管理認定看護師教育課程を設けるとともに、在宅医療を担う訪問看護人材の養成を推進するため、特定行為研修の受講に対する支援の充実を図ってまいります。

介護職員の確保につきましては、人材の誘致・定着を図る観点から、関係機関と連携した就職説明会の開催や、介護福祉士を目指す学生への修学資金の貸与のほか、特に人材不足となっている訪問介護職員の確保に取り組んでまいります。また、介護現場の労働環境を改善するため、介護ロボット・ICT導入を一層推進するとともに、施設職員の処遇改善を支援してまいります。

このほか、諏訪市にある福祉大学校では、学生の実習の場となっている保育実習室の運営について、社会情勢の変化により多様化する保育ニーズに広く適応できる保育士を養成するため、民間活力を導入することとしております。

令和5年度には、円滑な運営移管に向けて具体的な準備を進めることとして おりますが、従来からの同校の特色を活かしながら、保育現場の中核として長く 活躍できる保育士を養成できるよう取り組んでまいります。

(食品・医薬品等の安全対策の推進)

次に、食品・医薬品等の安全対策の推進についてでございます。

飲食に起因する健康被害の発生を未然に防ぐため、食品関係施設への監視指導等を実施するとともに、食品衛生法に基づくHACCP(ハサップ)に沿った衛生管理を行っていただくよう助言、指導を行い、県内で製造・加工される食品の安全性を高め、県民の食生活の更なる向上を図ってまいります。

また、薬局や医薬品の販売業者等への監視指導と、医薬品製造業者等に対する 適切な製造・品質管理の調査・助言のほか、ジェネリック医薬品の品質検査を行い、安全な医薬品の流通の確保や適正使用を推進するとともに、薬剤師の確保と 資質向上のため、県内外における復職・就業説明会や、薬局薬剤師に対する研修 会を開催し、薬局のかかりつけ機能の強化を図ってまいります。

(消費生活の安定・向上)

次に、消費生活の安定・向上についてでございます。

県では、物価・原油価格等の高騰の影響を踏まえ、普通公衆浴場の利用料金を 令和5年4月に引き上げることとしていますが、料金改定を令和6年度まで段 階的に実施することで、利用者の負担を軽減いたします。

また、この料金改定を段階的に実施する間、普通公衆浴場に対しては、燃料費 及び電気代の価格高騰分を助成し、事業の継続を支援してまいります。

(自殺対策の推進)

次に、自殺対策の推進についてでございます。

令和3年における本県の自殺者数、自殺死亡率はともに前年より減少しました。しかし、長引く新型コロナウイルス感染症の影響や物価高騰など、社会情勢や環境の変化によって、自殺者の増加が危惧される状況となっております。

現在、昨年10月に改訂された国の「自殺総合対策大綱」を踏まえ、令和5年度から令和9年度までを計画期間とする「第4次自殺対策推進計画」の策定を進めておりますが、本計画を基に市町村や関係機関と連携し、生活困窮者対策や働き盛りの就労支援など、様々な施策を展開してまいります。

特に、環境の変化の影響を受け易いと考えられる子ども・若者への対策、傾向

として女性や若者が多い自殺のリスクを抱える未遂者への支援を強化するため、「子どもの自殺危機対応チーム」の体制強化に加え、子どもたちに生きる力を与える講演会などを実施するほか、未遂者対策として、地域の支援機関等によるネットワークを構築いたします。新たな計画をとりまとめ、「誰も自殺に追い込まれることのない信州」を目指して、自殺対策を着実に推進してまいります。

【快適でゆとりのある社会生活を創造する】

次期総合5か年計画は、「快適でゆとりのある社会生活を創造する」ことも政策の柱の一つに据えており、「文化、スポーツの振興などゆとりある暮らしを創造する」ことなどを施策として掲げております。

これを踏まえ、健康福祉部では、様々な領域への文化芸術の力の拡大や、「信 州やまなみ国スポ・全障スポ」の準備に取り組んでまいります。

(様々な領域への文化芸術の力の拡大)

はじめに、様々な領域への文化芸術の力の拡大についてでございます。

昨年6月に設置した「長野県障がい者芸術文化活動支援センター(愛称: ザワメキサポートセンター)」において、文化芸術活動に取り組む障がいのある方や、障害福祉サービス事業所等の相談支援を実施するほか、支援人材の育成やザワメキアート展の開催などに取り組むとともに、新たに障がい者のアート作品のレンタル事業を実施いたします。

これらの支援を通じて、障がいのある方が身近な地域で文化芸術に親しめるよう環境整備を進めてまいります。

(「信州やまなみ国スポ・全障スポ」の準備等)

次に、「信州やまなみ国スポ・全障スポ」の準備等についてでございます。 令和10年に予定されている「信州やまなみ国スポ・全障スポ」の開催に向け、 大会に出場する選手を発掘・育成するため、特別支援学校等における体験会の開催や、審判・大会役員の養成など、大会に向けた準備を進めてまいります。

また、日本財団パラスポーツサポートセンターとの協働により、パラスポーツを活用した小学生向けの体験型授業「パラ学」の展開や、障がいのある人もない人も一緒に楽しめるボッチャ競技大会の開催など、「パラウェーブNAGANO」を推進し、スポーツを通じた共生社会づくりの実現を目指してまいります。

【誰にでも居場所と出番がある社会をつくる】

次期総合5か年計画は、「誰にでも居場所と出番がある社会をつくる」ことも 政策の柱の一つに据えており、「子どもや若者の幸福追求を最大限支援する」こ と、「年齢、性別、国籍、障がいの有無や経済状況等が障壁とならない公正な社 会をつくる」こと、「高齢者の活躍を支援する」ことなどを施策として掲げてい ます。

これを踏まえ、健康福祉部では、困難を抱える子ども・若者や家庭の支援、障がい者共生社会の実現、シニア世代の社会参加の促進などに取り組んでまいります。

(妊娠・出産の安心向上)

はじめに、妊娠・出産の安心向上についてでございます。

若い世代が、出産や子育ての希望を実現し、安心して子育てを楽しむことができる環境を整えるためには、妊娠前からの切れ目のない支援体制の構築と、妊娠・子育てに関する経済的負担の軽減が必要です。

このため、市町村が多様化・高度化する母子保健ニーズに対応し、妊娠から子育てまで一貫して支援できるよう、「信州母子保健推進センター」において人材育成等に取り組んでまいります。

また、ウェブサイト「妊活ながの」による情報発信や、「不妊・不育専門相談 センター」による専門相談を行うとともに、妊活検診(不妊検査)費用や、保険 診療と併用可能な先進医療に係る不妊治療費を助成してまいります。

(困難を抱える子ども・若者や家庭の支援)

次に、困難を抱える子ども・若者や家庭の支援についてでございます。

生活保護世帯の子どもは、一般の世帯と比べて大学等への進学率が大幅に低い状況にあります。その要因としては、進学後の経済的負担への不安のほか、十分な学習環境や機会を得られていないことが考えられることから、市と連携し、ケースワーカーを通じた経済的支援の情報提供や、進路についての相談・助言を行うとともに、学習塾費用などを助成することにより、生活保護世帯の子どもの大学等への進学を支援してまいります。

(総合的な人権施策の推進)

次に、総合的な人権施策の推進についてでございます。

がんの治療における化学療法による脱毛や、乳房切除等をきっかけにした外見の変容は、がん患者の社会参加の妨げとなる場合もあることから、アピアランスケアの重要性が高まってきております。

このため、ウィッグや乳房パッドなど、外見の変容に対する医療用補正具等の購入費用の一部を市町村と共同で助成し、がん患者の就労や社会参加の促進等、療養生活の質の維持向上を図ってまいります。

(障がい者共生社会の実現)

次に、障がい者共生社会の実現についてでございます。

障がいのある人に対する差別をなくし、相互に人格と個性を尊重し合う社会

を実現するため、昨年 10 月に全部施行となった「障がいのある人もない人も共に生きる長野県づくり条例(障がい者共生条例)」の理念を県民や事業者の皆様に理解していただき、具体的な行動変容につなげるよう、優れた合理的配慮を提供する「ともいきカンパニー」の認定拡大や、出前講座の拡充を図ってまいります。

これらの施策を通じて、障がい者の自立と社会参加を促進し、障がいのある人 もない人も誰もが互いを尊重し、支え合う「共に生きる社会づくり」に努めてま いります。

また、総合リハビリテーションセンターの運営状況をより明確化するため、令和5年度から公営企業会計を導入いたします。今後、総合リハビリテーションセンターは、現地建替えも含め、社会復帰を目指す中途障がい者のための専門的リハビリ機能を強化してまいりますが、リハビリを受けて地域に戻った後も、獲得した代替機能を維持できるよう、医療機関等と連携しながら、自立訓練施設の全県的な体制整備に取り組んでまいります。

このほか、令和6年度から令和11年度までを計画期間とする「次期長野県障がい者プラン」の策定に当たっては、広く県民の皆様のご意見をお聞きしながら、障がい者施策の一層の推進を図るため、具体的推進方策、達成すべき障害保健福祉サービスの目標等、今後、6年間に取り組むべき障がい福祉施策の方向性を示してまいります。

(生活困窮者等の援護を要する人々の支援)

次に、生活困窮者等の援護を要する人々の支援についてでございます。

コロナ禍において物価高騰などに直面する生活困窮者を支援するため、ニーズの高い支援に集中的に取り組んでまいります。

県社会福祉協議会内に設置した「長野県フードサポートセンター(愛称:ふーさぽ)」において、「生活就労支援センター"まいさぽ"」を通じ、生活にお困りの方のニーズに応じた多様な食品を安定的に支援するとともに、併せて、タオル、トイレットペーパー、LED電球等生活必需品の支援も行います。

また、特に住まいや就労に課題を抱える方を支援するため、県が設置する「まいさぽ」へ新たに「居住・就労支援員」を配置し、相談支援体制を強化してまいります。

(シニア世代の社会参加の促進)

次に、シニア世代の社会参加の促進についてでございます。

人生 100 年時代を迎える中、シニア世代がこれまで培ってきた豊富な知識と 経験を活かし、社会活動や就業などの様々なステージで一層活躍できる社会の 実現が望まれています。

このため、シニア活動推進コーディネーターを中心として、地域課題に関する 相談支援や、活躍の場の提供、社会参加活動の普及啓発などを行い、シニア世代 が存分に活躍できる仕組みづくりを支援してまいります。

また、長野県シニア大学において、新たな知識・教養の習得、趣味活動等を通じた交流、地域活動に必要なノウハウの学びと実践を提供し、地域で活躍できる人材の育成に努めてまいります。

以上、令和5年度の主な施策について申し上げました。

次に、債務負担行為の設定について申し上げます。

令和5年度当初予算案に係る債務負担行為は、がん先進医療費利子補給について46万9千円を設定いたしました。

条例案につきましては、一部改正条例案6件でございます。

「長野県手数料徴収条例の一部を改正する条例案」は、諸経費の増大に伴い、 調理師試験手数料及び製菓衛生師試験手数料の額を改定するものです。

「長野県立総合リハビリテーションセンター条例の一部を改正する条例案」は、長野県総合リハビリテーション事業について、経営状況の把握と中長期的な資産管理を通じた事業運営の安定化を図るため、地方公営企業法に規定する財務規定等を適用するほか、所要の改正を行うものです。

「児童福祉法に基づく指定通所支援の事業の従業者、設備及び運営の基準に 関する条例等の一部を改正する条例案」は、事業者等に対する安全計画の策定 及び送迎バス等における児童の所在の確認の義務付け等の基準を設けるほか、 所要の改正を行うものです。

「児童福祉施設条例等の一部を改正する条例案」、「貸付金免除条例の一部を 改正する条例案」、「旅館業法施行条例等の一部を改正する条例案」は、それぞ れ関係する法令の一部改正に伴い、引用している条例等について所要の改正を 行うものです。

以上、健康福祉部関係の議案について、その概要を説明申し上げました。何とぞよろしく御審議の程、お願い申し上げます。